

令和5年度 入札・契約制度の運用について

令和5年度における入札・契約制度の運用は、次のとおりです。

1. 発注標準額の見直し

電気工事、管工事、水道施設工事、解体工事の発注標準額について、B等級の発注標準額を3,500万円未満から**4,000万円未満**に見直します。これは、建設業法施行令の改正により、技術者の専任を要する請負対象金額の下限が見直されたことによるものです。

2. 建設工事予定価格に係る積算疑義申立制度について

令和5年度も引き続き予定価格130万円以上の土木系建設工事(土木一式工事・水道施設工事)のうち、災害復旧工事及びがけ(予防)工事を除く全ての案件において積算疑義申立制度を適用します。

3. 建設工事に係る最低制限価格の算定方法について

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を活用し、昨年度と同様に最低制限価格を算定します。

【最低制限価格の算定方法】

$$\text{最低制限価格} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 \\ + \text{一般管理費等} \times 0.68$$

※算定方法における「一般管理費」については、工事価格の有効桁が一万円単位となるよう調整した金額です。ただし、「公共建築工事積算基準」により積算するものについては、工事価格が一千万円未満の場合は一万円単位、それ以外の場合は、有効桁が上位4桁となるよう調整する前の額です。(従来の算定方法と同じです。)

【注意】

- (1) 算定式により得られた額が、
 - ① 一千万円未満の場合は、一万円止め(一万円未満は切捨て)とします。
 - ② 一千万円以上の場合は、十万円止め(十万円未満は切捨て)とします。
- (2) 最低制限価格の設定範囲は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲です。

4. 現場代理人の兼務等について

建設工事における現場代理人の兼務について、その取扱いを令和5年度も継続して実施します。
また、技術者の専任を要する請負対象金額の下限が見直されたことに伴い、請負対象金額の範囲を変更します。

- (1) 請負対象金額（税込。以下同じ。）4,000 万円未満の災害復旧工事、がけ（予防・災害）工事（緊急発注工事を含む。以下「災害関係工事」という。）を複数受注した場合。

※災害関係工事以外の工事と兼務する場合、災害関係工事は複数受注した場合でも1件とみなします。

- (2) 請負対象金額 130 万円未満の工事を複数受注した場合。
(3) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合（ただし、香南市の発注による工事に限ります。）
(4) 施工中の工事に隣接し、かつ関連性のある別の工事を受注した場合。
(5) 請負対象金額 4,000 万円未満の工事について 2 件を限度に兼務を申請することができます。

※他の機関の発注による工事も兼務の対象としますが、2 件の工事の施工場所は、香南市内に限るものとします。

5. 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について

令和 5 年度も引き続き、公正な入札執行のため、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととします。

6. 設計等委託業務の一般競争入札の拡大について

測量・建設コンサルタント委託業務については、一般競争入札の原則適用が予定価格 5,000 万円以上の案件のところ、予定価格 1,000 万円以上の案件まで適用を拡大していたところですが、令和 5 年度より、**予定価格 200 万円以上の案件まで適用をさらに拡大することとします。**

7. 電子契約について

令和 5 年 4 月から電子契約による契約締結ができるようになります。受注者は事前に電子契約か、従来どおりの書面による契約締結かどちらかを選択していただくようになります。詳細は香南市ウェブサイトの「入札・契約」から「その他お知らせ」をご確認ください。

この運用は令和 5 年 4 月 1 日以後に公告又は指名する競争入札に適用します。

4（1）の運用変更は、令和 5 年 1 2 月 1 日以後に公告又は指名する競争入札に適用します。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ下さい。